



令和4年度かながわ人権施策推進指針 取組状況報告（概要版）

神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室
神奈川県教育委員会教育局行政部行政課

かながわ人権施策推進指針（第2次改定版）



人権が
すべての
人に
保障される
地域社会の
実現を
めざして

かながわ人権施策推進指針（第2次改定版） ● 概要版

令和4年（2022年）3月
神奈川県・神奈川県教育委員会



ともに生きる

指針の基本的な考え方

人権は、人間の尊厳に基づいて、すべての人が生まれながらに持っている権利であり、個人としての生存と自由を確保し、より幸福な人生を送るために欠くことのできない権利です。わが国においては、憲法で基本的人権として、侵害することのできない永久の権利として保障し、国民の不断の努力によって保持しなければならないとしています。この指針では、行政、県民、企業、NGO（非政府組織）・NPO（非営利組織）等の多様な主体とともに、人権がすべての人に保障される地域社会づくりを優先に進めるための方向性等を示すこととします。

指針の目標

人権がすべての人に保障される地域社会の実現をめざします。

基本理念

誰もが人権を侵されることなく、個人として尊重される社会をめざします。

誰もが機会の平等を保障され、能力が発揮できる社会をめざします。

誰もが個性を尊重されるとともに、孤立したり、排除されることのない、人と人とのつながりを重視した、ともに生き、支え合う社会をめざします。

人権教育の推進

県民一人ひとりが、学校教育と社会教育を通じて、人権尊重の理念についての正しい理解を深め、これを体得し、互いの多様性を認め合う人権が真に尊重される地域社会が実現するように次の点を基本とする人権教育を総合的に推進します。

1

責任を自覚しつつ自分らしく
生きることができる人の
育成をめざす教育

2

人権感覚の育成をめざす
教育

3

人権課題の認識を深める
教育

4

生涯学習の視点に立った
教育

学校教育

学校教育においては、幼児・児童・生徒がそれぞれの発達段階に応じて、人権に関する基本的な理解を深め、人権尊重の意識を高めることにより、人権の大切さを共感的に受けとめる人権感覚を育む教育をすべての教育活動を通じて行うとともに、幼児・児童・生徒の人権に十分に配慮し、一人ひとりを大切に
する教育を推進します。

社会教育

社会教育においては、生涯学習の視点に立って、社会教育関係団体等との連携を図りつつ、県民一人ひとりの主体性のもとに、人権が真に尊重される社会の実現をめざして、人権教育を推進します。

人権啓発の推進

人権尊重の理念についての理解を十分深め、様々な人権課題に対し、自分自身の問題として認識すること、また人権尊重の意識が態度や行動として日常生活の中に表れ、根づくことをめざし、あらゆる機会、あらゆる場を通じて、より効果的な啓発活動を推進します。

1

多様な啓発活動の展開

2

NGO・NPO等との協働・連携

3

県民、企業等が行う啓発活動への支援

かながわ人権施策推進指針（第2次改定版）

分野別施策の方向

人権課題の解決に向けては、この指針で示す基本理念の通り、各分野の個別法令や県の総合計画、個別計画等を踏まえて取組みを進めます。

1 子ども

子ども一人ひとりが人間として尊重され、人権が守られる中で成長していく環境づくりを推進します。

主な取組みの方向▶

1 環境整備 青少年の健全な育成の推進	2 環境整備 児童虐待の未然防止、早期発見、再発防止等の推進	3 環境整備 いじめ対策の推進	4 教育啓発等 人権に配慮した学校教育の推進	5 当事者支援等 子どもの人権擁護の推進
6 当事者支援等 いじめに関する相談・支援体制の充実	7 当事者支援等 不登校、ひきこもりなどの対策の推進			

2 女性

職場や家庭、地域など、あらゆる場で男女が互いに人権を尊重し、一人ひとりが生き生きと個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。

主な取組みの方向▶

1 環境整備 配偶者等からの暴力総合対策の推進	2 環境整備 あらゆる分野における男女共同参画の促進	3 環境整備 職業生活における活躍支援	4 教育啓発等 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた教育・啓発等の推進	5 当事者支援等 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発
6 当事者支援等 配偶者等からの暴力(DV)被害者に対する相談・支援体制の充実	7 当事者支援等 性犯罪・性暴力の被害者に対する相談・支援体制の充実	8 当事者支援等 予期しない妊娠に対する相談・支援体制の充実	9 当事者支援等 女性の就業支援の推進	

3 障がい者

「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を実現するため、障がい者を取り巻く社会的障壁の排除や障がい者の生活を支えるサービスの充実とともに、障がいに対する理解促進に取り組みます。また、障がい者本人を中心に、本人の望みや願いを第一に考え、本人の可能性を最大限に引き出す「当事者目線の障がい福祉」の実現をめざします。

主な取組みの方向▶

1 環境整備 ともに生きる社会を支える人づくり	2 環境整備 社会参加への環境づくり	3 環境整備 障がい者の地域生活を支える福祉・医療サービスの充実	4 環境整備 意思決定支援の推進と地域生活移行の支援	5 教育啓発等 「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発の推進
6 当事者支援等 インクルーシブ教育の推進	7 当事者支援等 障がい者の権利擁護の推進	8 当事者支援等 発達障がい児者に対する総合的な支援	9 当事者支援等 雇用・就業、経済的自立の支援	10 当事者支援等 文化芸術・スポーツにおける取組みの推進

4 高齢者

高齢者が安心して、元気に、生き生きと暮らせる社会づくりの実現をめざします。

主な取組みの方向▶

1 環境整備 地域包括ケアシステムの推進による地域共生の社会づくり	2 環境整備 認知症とともに生きる社会づくり	3 環境整備 災害や感染症に対する対応力の強化	4 教育啓発等 高齢者への理解を深める教育の推進	5 当事者支援等 高齢者の尊厳を支える取組みの推進
6 当事者支援等 高齢者の社会参画の促進や就業支援の推進	7 当事者支援等 生涯学習・生涯スポーツの推進	8 当事者支援等 ロボット・ICTの導入促進による介護現場の革新		

5 疾病等にかかる人権課題

疾病等に関する偏見や差別をなくすため、病気についての正しい知識の普及を推進し、患者等の立場に立って考えるなどの啓発に取り組むとともに、支援体制の充実に努めます。

主な取組みの方向▶

1 教育啓発等 疾病に関する正しい知識の普及啓発の推進	2 教育啓発等 正しい知識を身に付け、患者等への理解を深める教育の推進	3 当事者支援等 支援体制の充実	4 当事者支援等 医療機関の選択の推進	5 当事者支援等 患者等の就労支援
--------------------------------	--	---------------------	------------------------	----------------------

6 同和問題(部落差別)

同和地区・被差別部落出身者等への偏見や差別は、現在もまだ存在しています。差別の解消に向けて、同和問題(部落差別)についての正しい理解と認識を深めることを目的とした啓発活動を推進します。

主な取組みの方向▶

1 教育啓発等 同和問題(部落差別)についての教育の推進	2 教育啓発等 同和問題(部落差別)についての正しい理解を深めるための啓発の推進	3 教育啓発等 えせ同和行為の排除	4 当事者支援等 同和問題(部落差別)に関する相談体制の充実	5 当事者支援等 インターネット上の部落差別の解消に向けた取組み
---------------------------------	---	----------------------	-----------------------------------	-------------------------------------

7 外国籍居民等

言語、宗教、習慣等への理解不足から生じた外国籍居民等への偏見により、様々な人権課題が生じています。多文化共生社会の実現のためには、一人ひとりが多様な文化や民族の違いを理解し、認め合うことが重要です。偏見を払しょくし、差別を解消するための啓発活動を推進するとともに、文化や歴史に関する正しい理解と認識を深めるための学校教育や社会教育の実践に一層努めます。

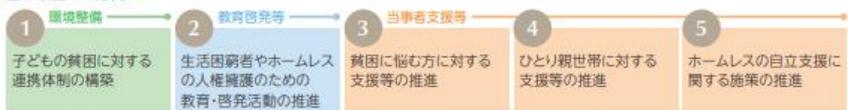
主な取組みの方向▶

1 環境整備 多文化共生・多文化理解の促進	2 環境整備 外国籍居民にかかわる法律・制度の改善	3 教育啓発等 多文化理解を深める教育の推進	4 教育啓発等 ヘイトスピーチの解消に向けた啓発活動の推進	5 当事者支援等 多言語による情報の提供や相談機能の充実
6 当事者支援等 外国籍居民等への生活支援の充実	7 当事者支援等 外国につながる子どもたちの教育の充実	8 当事者支援等 ヘイトスピーチによる被害の早期解決に向けた相談・支援体制の充実		

かながわ人権施策推進指針（第2次改定版）

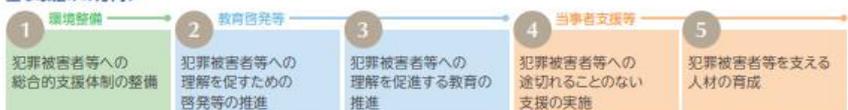
8 貧困等にかかる人権課題 貧困を背景として生じる複合的な人権課題の解消に向けて、各種支援制度や相談窓口の周知を図り、適切な支援につなげるとともに、生活困窮者や、ホームレスの人権擁護のための教育・啓発活動を推進します。

主な取組みの方向▶



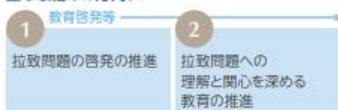
9 犯罪被害者等 犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減を図るとともに、犯罪被害者等を県民全体で支える地域社会の実現をめざします。

主な取組みの方向▶



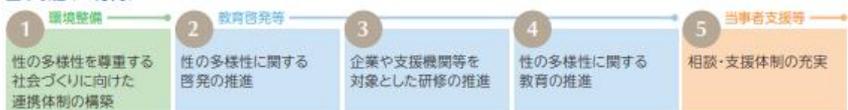
10 北朝鮮当局によって拉致された被害者等 地域とともに暮らす在日朝鮮人の方々の人権にも配慮しながら、拉致問題の一日も早い解決に向けて啓発活動などを推進します。

主な取組みの方向▶



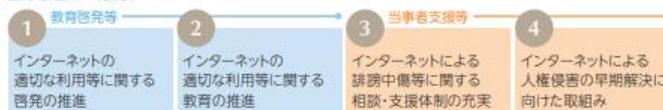
11 性的マイノリティ 様々な性のあり方について理解を深めることで、職場や学校をはじめ、あらゆる場面において性の多様性が尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会の実現をめざします。

主な取組みの方向▶

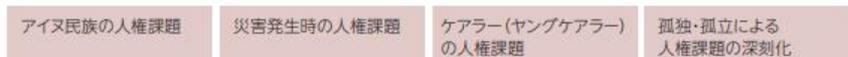


12 インターネットによる人権侵害 インターネットの適切な利用等に関する教育や啓発、誹謗中傷に苦しんでいる方への支援等を実施することで、誰もが人権を侵されることなく、個人として尊重される社会をめざします。

主な取組みの方向▶



13 様々な人権課題 ここに挙げた12の分野以外にも、様々な人権課題があります。



この他にも、特定の職業に従事する方に対する偏見や差別（職業差別）、刑を終えて出所した方に対する偏見や差別、身体的特徴を理由とする差別、様々な理由から戸籍を取得できなかった方の問題（無戸籍問題）など、様々な人権にかかわる問題があります。これらの問題においても、指針の趣旨に従って、関係機関、NGO・NPO等と協働・連携してそれぞれの状況に応じた取組みを行います。

相談・支援体制

個別の人権課題に迅速かつ適切に対処できるよう、相談・支援体制の充実、強化を図ります。



人権に関する相談等を行っている県内の国、県、市町村、NGO・NPO等の相談窓口一覧を作成し、県の情報提供コーナーや市町村人権担当窓口等に備えます。また、県のホームページに掲載します。

ホームページアドレス
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/cnt/f420337/index.html>



目次

1 人権を取り巻く環境

2 目標の達成度

3 人権教育・人権啓発の取組状況

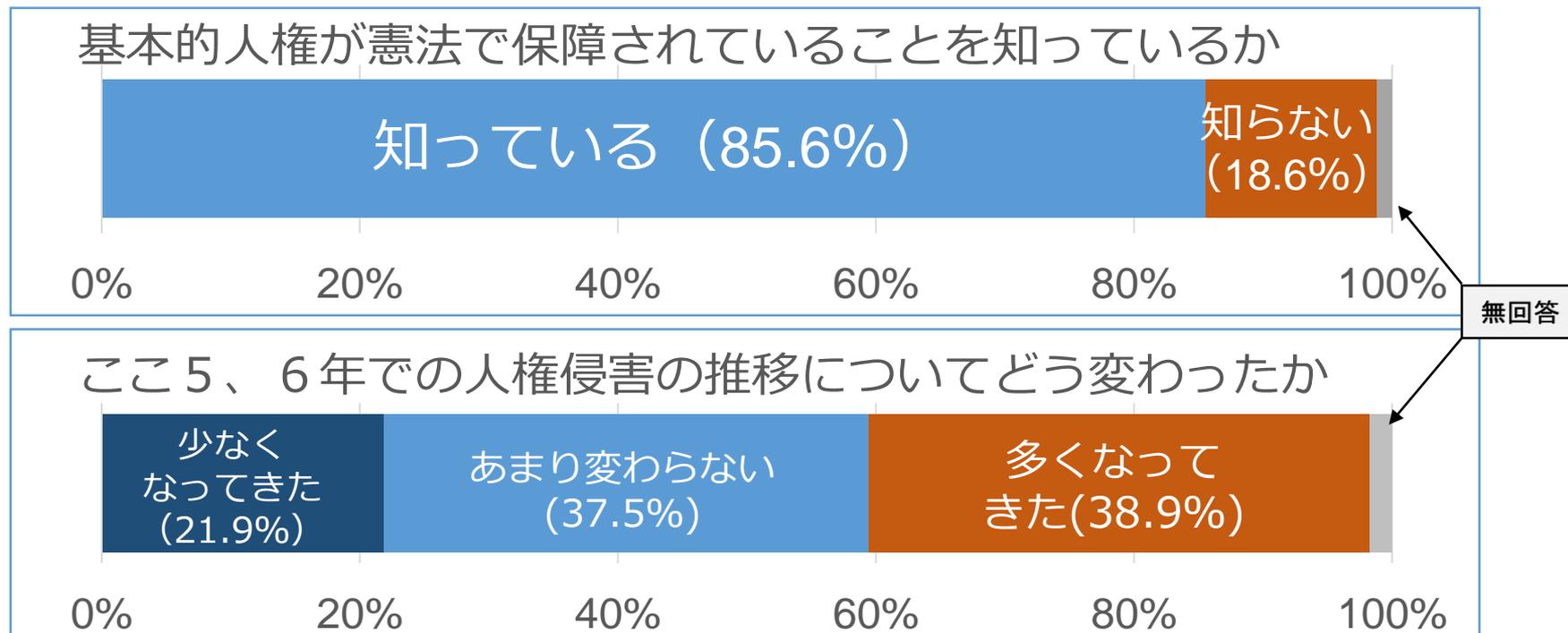
4 分野別施策の推進状況

5 推進体制

1 人権を取り巻く環境

(1) 国内における人権を取り巻く環境

ア 人権に関する意識 (引用元：R4内閣府「人権擁護に関する世論調査」)



【参考】令和4年人権侵犯事件新規救済手続開始件数 (法務省)

全国：7,859件 (対前年比 722件 (11.5%) 減)

県内：192件 (対前年比 76件 (28.3%) 減)

イ 令和4年度の人権に関わる主な動き

■ こども基本法の成立

- ・ こども家庭庁の設置と併せ、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として成立（R4.6公布、R5.4施行）

■ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

- ・ 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化
- ・ コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独孤立対策」といった視点も含め、困難を抱える女性意思が尊重され、多様な支援が切れ目なく実施されることを目的として成立。

Kanagawa Prefectural Government（R4.5公布、R6.4施行予定）

(2) 県内における人権を取り巻く環境

■性的マイノリティ関係

- ・パートナーシップ宣誓制度

R4年度末までに県内28市町村で導入済み

(R5年度は全市町村で導入 R5.7.1時点)

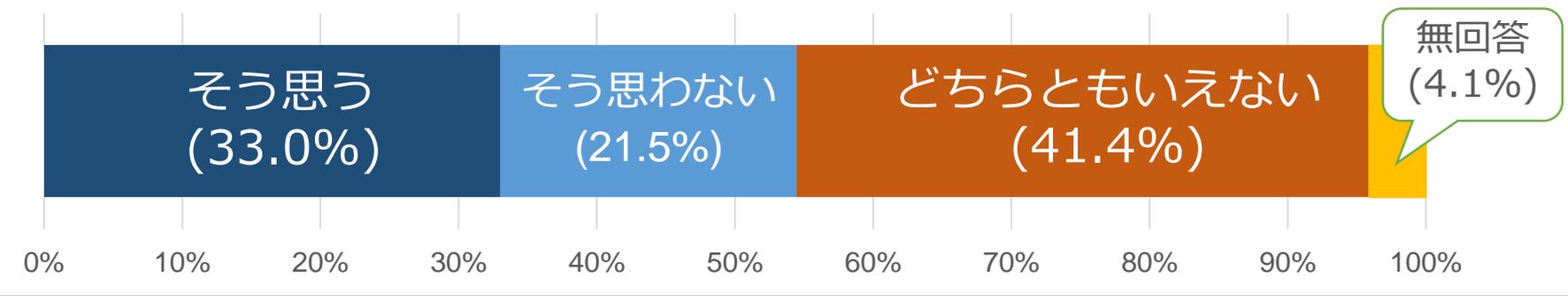
■神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例

～ともに生きる社会を目指して～

- ・当事者目線の障がい福祉の推進を図り、もって障がい者が障がいを理由とするいかなる差別及び虐待を受けることなく、自らの望む暮らしを実現することができ、障がい者のみならず誰もが喜びを実感できる地域共生社会の実現に資することを目的として条例を制定、公布。(R4.10公布、R5.4施行)

2 目標の達成度(令和4年度県民ニーズ調査)

今の日本を基本的な人権が尊重されている社会だと思うか

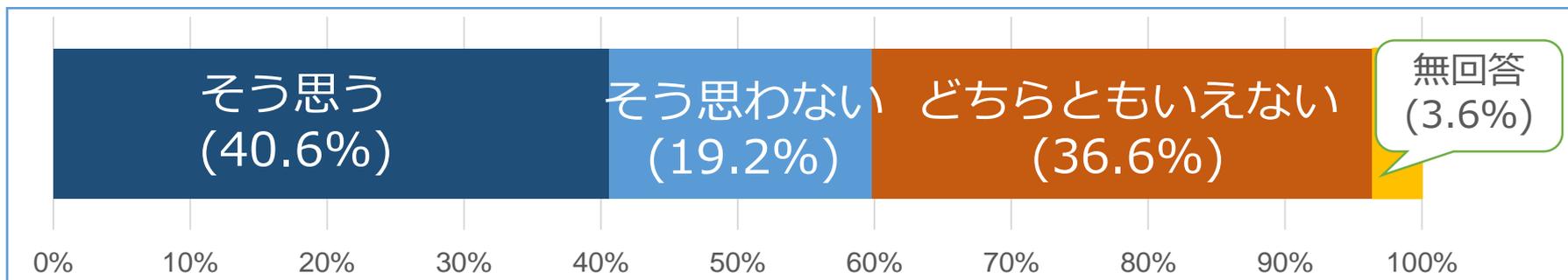


【参考】過去の調査結果

(令和3年度調査)



(令和2年度調査)



3 人権教育・人権啓発の取組状況

(1) 人権教育の取組状況

ア 研修会の開催

- ・ 県市町村人権教育行政関係者
- ・ 公立幼・小・中学校教員、県立学校校長・副校長・教頭・教員
- ・ 社会教育関係団体指導者

イ 学校・地域における人権教育の支援

- ・ 県内公立小・中・中等教育学校を対象に人権教育移動教室を実施
- ・ 人権教育研究校及び人権教育総合推進地域の指定
- ・ 人権教育関係の資料の整備
- ・ 啓発ポスター、チラシ等の作成

ウ 「いのちの授業」の推進

- ・ 県ホームページに各学校の取組状況を公開
- ・ 「いのちの授業」大賞作文等の募集・表彰
- ・ 「いのちの授業」概要版リーフレットの作成・配布

ア 研修会の開催

- 人権教育指導者養成研修講座
全8回実施（うち公開講座として3回実施）、延べ288人参加
- 県立学校人権教育研修講座
校長、副校長・教頭、人権教育担当者を対象に各1回実施
- 県市町村人権教育担当者研修会
4回実施
- 県立学校人権教育校内研修会の実施
県立学校169校
- 教育事務所人権教育研修講座
社会教育関係団体指導者を対象に4会場で開催
- 県立学校人権教育スキルアップ研修講座
全2回実施

イ 学校・地域における人権教育の支援

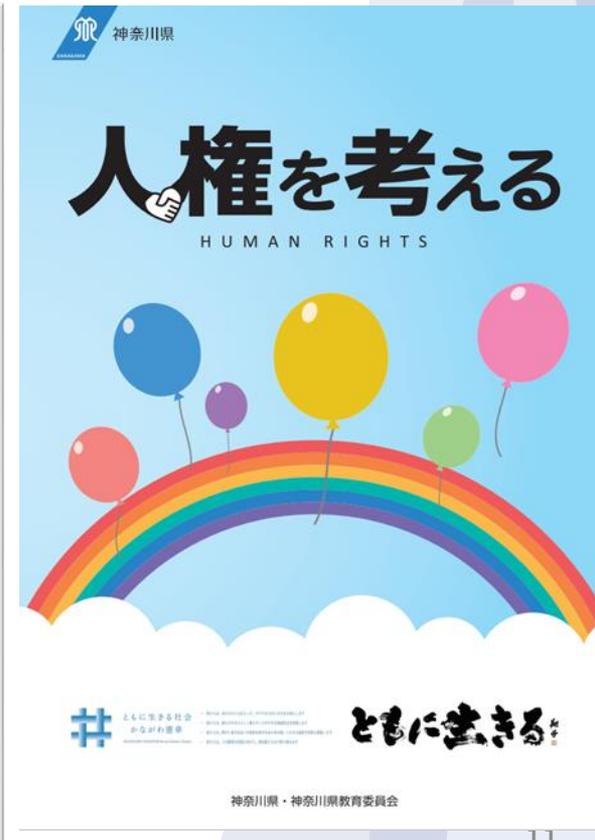
- ・ 人権教育移動教室 71回実施
- ・ 研究校：県立藤沢総合高等学校、県立みどり養護学校等 計6校
- ・ 推進地域：三浦市
- ・ 県内公立学校に人権学習ワークシート集（小中学校編）を配付
- ・ 人権啓発ポスターの掲示、人権啓発冊子の発行

人権学習ワークシート集

—人権教育実践のために 第17集（小・中学校編）—



令和5年3月



ウ 「いのちの授業」の取組（子ども教育支援課・高校教育課）

県教育委員会では、かながわ教育ビジョンが提唱する「**心ふれあうしなやかな人づくり**」の理念に基づいた様々な実践を「いのちの授業」として広く周知し、「いのちの授業」を推進してきました。

- ・「いのちの授業」大賞10周年記念誌発行
- ・「いのちの授業」ハンドブック概要版 約22,000冊配付
- ・「いのちの授業」感動作文等の募集・表彰 **11,822作品** (昨年比1,292作品増)
10作品表彰
- ・「いのちの授業」事例数 **1,829件**



(2) 人権啓発の取組状況

〈事業紹介① 共生推進本部室〉 (旧 人権男女共同参画課)

人権メッセージ展の開催 (※)

クィーンズスクエア横浜で開催 (R5.2)

- ・ 著名人等からの人権メッセージのパネル照会
- ・ 出展団体の活動を紹介するパネル展示
- ・ エコバックのプレゼント
- ・ 人権啓発のためのステージアトラクションの実施



Kanagawa Prefectural Government

※神奈川県、市町村、横浜地方法務局、経済・労働・福祉団体等で構成する 「神奈川県人権啓発推進会議」 主催

4 相談・支援体制

(旧 人権男女共同参画課)

(1) 人権窓口の情報提供 (共生推進本部室)

人権相談窓口一覧の作成

(県内の国、県、市町村、NGO・NPO等の窓口)

提供

- ・ 県ホームページ
- ・ 県情報提供コーナー
- ・ 市町村人権担当窓口

問題の早期解決へ

神奈川県

人権相談窓口一覧

令和3年10月

(2) 県の相談・支援体制の充実

<事業紹介 暮らし安全交通課> かながわ性犯罪・性暴力被害者 ワンストップ支援センター「かならいん」



- ・電話相談の実施（24時間365日）

令和4年度相談件数 2,322件

（うち男性・LGBTs対象相談件数 23件 ※）

※「男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル」
（祝休日、年末年始を除く毎週火曜日 16時～20時、令和元年10月～）

- ・面接相談、医療機関の受診、カウンセリング、
法律相談、付添い支援等の直接支援の実施

令和4年度支援件数 188件

<事業紹介 共生推進本部室>

(旧 人権男女共同参画課)

性的マイノリティに関する相談・交流事業

かながわSOGI派遣相談（派遣型個別専門相談）

当事者またはその家族、支援者の要望に応じ、臨床心理士等の専門相談員を派遣（平成30年4月～）
令和4年度相談件数 44件

かながわ にじいろ・ほっとスペース （当事者交流会）

29歳以下の性的マイノリティの方々と
そのご家族を対象に交流会を月1回開催
（平成30年5月～）
令和4年度交流人数の合計 41人

4 分野別施策の推進状況

(1) 子ども

子どもへの虐待、いじめが深刻な問題となっています。また、性非行や薬物乱用等の問題もあります。子ども一人ひとりが人間として尊重され、人権が守られる中で成長していく環境づくりを推進します。

<主な取り組みの方向>

- 青少年の健全な育成の推進
- 人権に配慮した学校教育の推進
- 子どもの人権擁護の推進 等

＜事業紹介① 次世代育成課・子ども家庭課＞

児童虐待防止対策の総合的な推進

事業概要	開催回数等	参加人数
市町村、地域の子育て支援事業者を対象とした研修会の実施	年1回	230人
保育所への保育カウンセラー派遣(虐待が懸念される親子の支援に係る実地研修の実施)	18箇所	118人
乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業担当者会議・情報交換会の実施	コロナ影響で中止	
児童相談所における精神科医及び小児科医を交えた医学的評価、判断、助言、カウンセリング、医療相談等の実施	毎月定例 + 随時実施	—

<事業紹介② 私学振興課・子ども教育支援課・学校支援課・少年育成課>

いじめ対策の推進

事業概要	開催回数等
いじめ問題対策研修会の実施	年2回
私立中学高等学校いじめ・暴力行為問題対策連絡協議会の開催	年2回
かながわ子どもスマイル(SMILE)ウェブ地域フォーラムの開催	参集 1地区 オンライン 3地区 書面開催 1地区
いじめ対策に資する児童・生徒指導の充実	—
非行防止教室の開催によるいじめの未然防止	1,189回
いじめに関する相談の実施	1,335回

＜事業紹介③ 青少年センター・青少年課＞

「かながわ子ども・若者総合相談センター」

「神奈川県ひきこもり地域支援センター」相談等実施事業

電話、来所等の相談

相談件数 5,580件

(うち電話 2,778件、面接 291件、LINE 2,511件)

啓発事業、地域理解促進事業の実施

事業概要	開催回数等	参加人数
子ども・若者を理解するための講演会	1回	34人
地域理解促進のための講座	6団体	延べ157人

ひきこもり支援サイトの運営

アクセス数 32,458件



<事業紹介④ 青少年課>

青少年保護育成条例に基づく青少年の健全な育成の推進

条例の周知・啓発の実施

- ・ 県内小学1年生、中学1年生の保護者に啓発チラシを配布（211,500部）
- ・ 県内新中学1年生の保護者を対象にスマホ利用に係る啓発リーフレットを配布（103,700部）
- ・ 社会環境健全化推進街頭キャンペーン
3日間 参加人数67名
- ・ 青少年健全育成推進店表示ステッカーの作成・配布（6,900枚）



啓発リーフレット



(2) 女性

夫、パートナー等からの暴力や性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力が社会問題となっており、被害は複雑化、多様化しています。また、就業の場における待遇の面での格差等の問題も存在しています。職場や家庭、地域など、あらゆる場で男女が互いに人権を尊重し、一人ひとりが生き生きと個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。

<主な取組みの方向>

- 配偶者等からの暴力総合対策の推進
- 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた教育・啓発等の推進
- 配偶者等からの暴力（DV）被害者に対する相談・支援体制の充実

等

<事業紹介① 共生推進本部室 (旧 人権男女共同参画課)

かながわ男女共同参画センター、女性相談所>

配偶者等からの暴力対策の推進

配偶者暴力相談支援センターによる支援

電話・面接相談件数 5,271件(うち被害者本人 4,100件)

一時保護件数 143件

「かながわDV相談LINE」による相談

相談件数 3,213件

県以外の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

年度	県所管	横浜市	川崎市	相模原市
3年度	4,270	1,091	456	181
4年度	4,100	964	624	175

<事業紹介② 健康増進課> 妊娠SOSかながわの実施

相談支援

予期しない妊娠や出産に関する悩みや不安を軽減するため、LINEや電話等を活用した相談支援を実施。

(電話相談は平成27年度～、LINE相談は令和3年度～)

電話相談 212件 (※R3 709件)

LINE相談 633件



アウトリーチ

内容に応じて、相談員が直接相談に伺う。
自身での医療機関の受診が難しい場合には、相談員が付き添う。

神奈川県
生理がこない。
妊娠したかも?
どうしよう・・・
相談先が
分からない。

— 思いがけない妊娠のお悩み相談 —
妊娠SOSかながわ

LINE
又は
お電話で
相談できます

友だち追加
はこちら

相談は無料です。

秘密は守ります。安心してご相談ください。

☎ 045-212-1051

LINE 毎日 16-21時
電話 月、水、金 祝・休日は相談可、年末年始を除く

妊娠SOSかながわ 検索

県のHP
令和5年4月発行

＜事業紹介③ かながわ男女共同参画センター＞ かながわ女性の活躍応援団支援事業

応援団員企業等から講師を派遣する啓発講座の開催

応援団員企業等担当者交流会の開催

25人参加

応援団員企業等から講師を派遣する啓発講座の開催

応援団員企業等の取組み紹介冊子の配布

5,000部

特設ホームページでの情報発信

応援サポーターの募集

登録人数 60人 (R5.3時点)

応援サポーターセミナー&交流会の開催

年1回 (参加者数 17人)



(3) 障がい者

障がいのある人々は日常生活や社会生活を営むうえで、様々なバリアに直面しています。段差等の物理的なバリアのみならず差別や偏見などの目に見えないバリアも、障がい者の社会参画を制限する社会的障壁となっています。

また、平成28年には津久井やまゆり園事件が発生し、改めて障がい者への差別や偏見を解消する取組の重要性が認識されました。

県では「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を実現するため、障がいに対する理解促進や障がい者本人を中心に、本人の望みや願いを第一に考え、本人の可能性を最大限に引き出す「当事者目線の障がい福祉」の実現をめざします。

<主な取組みの方向>

- ともに生きる社会を支える人づくり
- 「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発の推進
- 障がい者の権利擁護の推進

等

＜事業紹介① 共生推進本部室＞ (旧 共生社会推進課)

ともに生きる社会かながわ憲章の普及啓発

ポータルサイトによる情報発信

- ・ イベント事業者と出展者(障害サービス事業所等)のマッチング(10件)

憲章の集中的な広報

- ・ 県内全エリアの「タウンニュース」に広告・関連記事掲載
- ・ 市町村庁舎、施設、県内主要駅等でのポスター掲示、チラシ配布
(ポスター約1,000枚、チラシ約25,000枚)
- ・ 駅、各施設(医療、金融機関、商業施設等)、自治会掲示板等でのポスター掲示(約14,000枚)、ポスティング広告(45万世帯)
デジタルサイネージ広告(2週間)



憲章啓発ポスター

産学公の連携による県章理念の普及

- ・ 障害福祉サービス事業所と連携した憲章Tシャツの販売
- ・ ともに生きる社会をテーマとした「大学生の活動報告会」のオンライン開催(参加者82名)



憲章Tシャツ

<事業紹介② 障害福祉課>

障がい児者に対する支援

専門性の高い相談支援

発達障害支援センターかながわA(エース)において発達障がい児者に対する総合的な支援を実施

- ・相談件数 1846件
- ・公開講座の開催（対面開催1会場117名参加）
- ・支援者向け研修の実施（オンライン開催64名参加、対面開催36名参加、映像出前研修13会場123名参加）
- ・家族向け講座（対面開催42名参加）
- ・研修講師の派遣（27件）

障がい者差別解消のための取組みの推進

- ・相談受付件数 92件
- ・庁内職員向け研修の実施（2回）

障がい者地域生活支援事業費補助（市町村統合補助）

- ・市町村に対する補助を実施



かながわA(エース)
発行冊子

<事業紹介③ 雇用労政課・産業人材課>

障がい者の雇用と職場定着の促進

企業等への支援・普及啓発

- ・ 中小企業への個別訪問や出前講座の実施
(個別訪問：799社、出前講座：28回)
- ・ 障害者雇用促進に向けたフォーラム (回数：1回、参加人数：312人)
- ・ 企業交流会 (回数：5回、参加者数162人)
- ・ 精神障がい者雇用・職場定着支援セミナー
(回数：2回、参加者数：205人)
- ・ 精神障害者職場指導員設置補助金 (交付事業者：16事業者)
- ・ 障がい者就労支援力向上研修 (回数：3回、参加者数：277人)

職業能力の開発

事業名称	期間(コース数)等	受講者数
障害者職業能力開発事業	1年(6コース)	52人
	6か月(2コース)	27人
	在職者訓練(4講座)	延20人
障害者職業能力開発委託事業	1年(3コース)	30人
障害者就職促進委託訓練事業	1~3か月(26コース)	93人

<事業紹介④ 知事室、政策調査課>

点字・手話等を活用した県政情報提供

県のたより、議会かながわの点字版・録音版の作成・送付

令和4年度実績

- ・県のたより点字版 230部 録音版 188部 (テープ 64部、CD 124部)
- ・議会かながわ点字版257部 録音版 131部

手話、文字情報による情報提供

- ・知事記者会見

手話の同時通訳を実施 (令和2年度～)

すべての定例会見 (全29回) で手話つき動画を配信

- ・知事出演動画

緊急・災害時等の県民へのメッセージ性が高い

知事出演動画を手話つきで配信 (計38本)

- ・議会代表質問

手話付きでインターネット配信するとともに、

議場傍聴席に配置したディスプレイ、タブレットにも配信。

- ・傍聴者向け音声文字化

本会議における発言をリアルタイムで文字情報化し、傍聴席のディスプレイに表示する試行運用を開始。(令和4年第2回、3回、令和5年第1回定例会)



「かなチャンTV」知事出演動画
(字幕・手話通訳付き)

(4) 高齢者

令和7年には県民のおよそ4人に1人が、また、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年（2040年）には3人に1人が高齢者となります。高齢者が住み慣れた地域において、できるだけ健康で自立して生活することができるよう、高齢者が安心して、元気に、いきいきと暮らせる社会づくりの実現をめざします。

<主な取組みの方向>

- 地域包括ケアの推進による地域共生の社会づくり
- 高齢者への理解を深める教育の推進
- 高齢者の尊厳を支える取組みの推進安全・安心な地域づくり 等

<事業紹介 高齢福祉課>

認知症に係る適切なケアの推進、支援等

かながわ認知症コールセンターの運営

相談件数 1,032件

認知症サポーター養成研修の開催

計666回実施

認知症等行方不明SOSネットワークの運営

訪問指導の実施（36回）

認知症介護に関する研修の開催

研修等名称	実施回数	修了者数
認知症介護基礎研修	2回	50人
認知症実践者研修	1回	57人
認知症介護実践リーダー研修	1回	31人



認知症の人と家族
を支えるマーク

(5) 疾病等にかかる人権課題

病気についての知識の不足や誤解からエイズ患者・HIV感染者やハンセン病患者・元患者、がん患者、難病患者、肝炎患者等の疾病患者やその関係者に偏見を持つ人がいます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大とともに、患者やその家族だけでなく、最前線で感染症対策に従事する医療・介護・福祉従事者等に対する不当な扱いや嫌がらせ、誹謗中傷といった様々な問題が顕在化しました。

こうした疾病等に関係する偏見や差別をなくすため、病気についての正しい知識の普及を推進し、患者等の立場に立って考えるなどの啓発に取り組むとともに、支援体制の充実に努めます。

<主な取組みの方向>

- 疾病に関する正しい知識の普及啓発の推進
- 支援体制の充実 等

<事業紹介 医療危機対策本部室> (旧 健康危機管理課)

新型コロナウイルス感染症関係者への普及啓発

普及啓発の推進

- ・ 県HPにより新型コロナ差別・偏見、ワクチンハラスメント等の差別防止のための普及啓発
- ・ 知事メッセージ動画やコロナ偏見・差別に関するアニメを発信

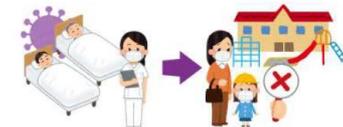
こんなことが差別に繋がります



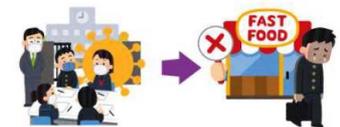
感染したことを理由に解雇される



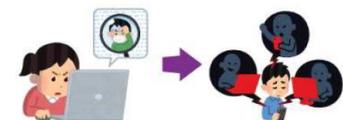
回復しているのに出社を拒否される



病院で感染者が出たことを理由に、子供の保育園等の利用拒否



感染症が発生した学校の学生やその家族に対して来店拒否



感染者個人の名前や行動を特定し、SNS等で公表・非難



無症状・無自覚で訪れた店舗から謝罪や賠償を強要される

コロナ偏見・差別に関するアニメーションについて

かなかなかぞく 第55話「コロナ禍 それぞれの事情」では、コロナに関する偏見を持たないためには、様々な情報の収集・比較が大切であることを発信しています。



かなかなかぞく 第55話

＜事業紹介 医療危機対策本部室＞ (旧 健康危機管理課)

エイズ予防に関する普及啓発・ エイズ患者等に対する支援体制の充実

普及啓発の推進

- ・ 青少年エイズ・性感染症予防講演会の開催 (29回、延べ3,575人参加)
- ・ 啓発リーフレットの作成・配布 (25,000部)
- ・ 保健福祉事務所を中心としたシンポジウムの開催 (1回、3,096人参加)
- ・ 青少年エイズ・性感染症予防講演会の開催(11回、延1,522人参加)

支援体制の充実

- ・ 保健福祉事務所及びH I V即日検査センターによるエイズ検査の実施
- ・ 神奈川県中核拠点病院との連携によるエイズ治療拠点病院等連絡協議会・研修会等の開催 (4回、153人参加)
- ・ エイズカウンセリング研修の開催 (1回、27名参加)
- ・ エイズ専門研修の開催 (1回、23名参加)
- ・ 保健福祉事務所におけるH I V即日検査イベントの開催 (6回)
- ・ 症例研究会の開催(3回、延べ69人参加)

(6) 同和問題

同和地区・被差別部落等への偏見や差別意識は、現在もまだ存在しています。近年は、インターネットの匿名性を悪用した差別情報の掲載等の問題など、情報化の進展によって、状況は大きく変化しています。こうした差別を解消するためには、県民一人ひとりが同和問題について正しく理解し、「部落差別は許されないものである」という認識をもつことが重要です。

そこで差別解消に向けて、正しい知識と認識を深めることを目的とした啓発活動等を推進します。

また、これまでの同和教育の成果を踏まえ、同和問題に関する正しい理解に立って偏見や差別に立ち向かう力を育てるとともに、児童・生徒の自主性を尊重した学校教育や地域における社会教育の実践に一層努めます。

<主な取組みの方向性>

- 同和問題についての教育の推進
- 同和問題に関する相談体制の充実 等

<事業紹介 共生推進本部室> (旧 人権男女共同参画課)

人権尊重意識の啓発及び支援体制の充実

同和問題に係る啓発冊子の作成・配布

えせ同和行為に対する基礎知識等の啓発

県の全所属に対して、えせ同和行為の概要及び対応について共有

市町村窓口職員等への研修の開催

同和問題についての正しい知識や理解を深める
⇒ オンライン研修を実施。

相談事業への支援

神奈川県地域相談連絡協議会が行う
生活、経営、教育など各分野における相談活動への支援



えせ同和行為リーフレット

(7) 外国籍県民等

言語、宗教、習慣等への理解不足から生じた外国籍県民への偏見により、様々な人権問題が生じています。多文化共生社会の実現のためには、一人ひとりが多様な文化や民族の違いを理解し、認め合うことが重要です。

しかし、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆる「ヘイトスピーチ」が近年大きな社会問題となっています。

ヘイトスピーチの解消に向けては、県民一人ひとりが「ヘイトスピーチを許さない」という認識を持つことが重要です。偏見を払拭して差別を解消する啓発活動等を推進するとともに、文化や歴史に関する正しい理解と認識を深めるための学校教育や社会教育の実践に一層努めます。

<主な取組みの方向>

- 多文化共生・多文化理解の促進
- 多文化理解を深める教育の推進
- 多言語による情報の提供や相談機能の充実 等

<事業紹介 共生推進本部室>

(旧 人権男女共同参画課)

ヘイトスピーチ対策の取組

- **湘南ベルマーレと連携した啓発活動** (令和4年10月)
ホームゲームにおける啓発活動の実施 (人権啓発ブース出展、広告掲載等)
- **人権週間におけるイベント開催**
かながわハートフルフェスタ (令和4年12月10日)
人権メッセージ展 (令和5年2月12日)
- **WEB広告による啓発活動** (令和4年12月1日～3月17日)
リスティング広告 (Google及びYahoo!JAPAN)
表示回数 269,388回 / クリック数 2,249回
- **差別的言動の抑止に係る実効的な取組**
インターネットモニタリングの実施 543件
弁護士による専門相談の実施 ヘイト2件

<事業紹介 国際課>

外国籍県民の生活にかかわる総合的な支援

かながわ一般通訳支援事業

- ・通訳支援（紹介）件数 504件

医療通訳派遣システム事業

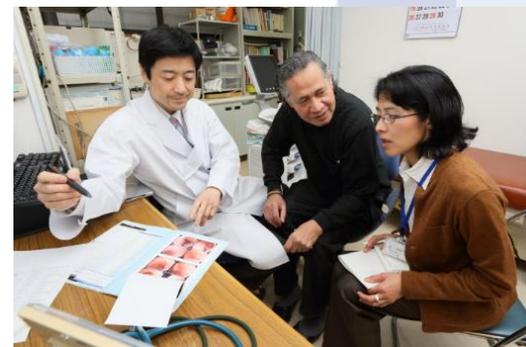
- ・通訳派遣件数 4,740件
- ・通訳スタッフ、コーディネーター研修の実施等

多言語支援センターかながわ運営事業

- ・コールセンター「多言語支援センターかながわ」
対応件数 21,683件
- ・通訳者が不足している言語の通訳者雇用・育成
（タガログ語 3名、ベトナム語 2名）
- ・外国籍県民支援人材育成研修の実施（7回）

外国籍県民居住支援システム事業

- ・外国人居住支援パンフレットの作成・配布
- ・外国人すまいサポート店の登録（188店）
- ・外国人居住支援研修等事業の実施（22回、31人）



医療通訳派遣システム事業

(8) 貧困等にかかる人権課題

混迷する社会経済情勢を背景に、職につけない方や、非正規雇用労働者をはじめ、不安定な就労状況にある方が増加しています。

ネットカフェ等で寝泊まりするなど住居喪失状態に陥ったり、世帯の貧困が子どもの教育に影響し、次世代に渡って連鎖したり、高齢者の貧困、男性より女性が貧困に陥りやすい環境にあること、母子家庭の多くが低所得層にあることなども指摘されています。

加えてホームレスとなることを余儀なくされた方への偏見から、地域社会から排除される人権問題も発生しています。

こうした複合的な人権問題解消に向けて、各種支援制度や相談窓口等の周知を図り適切な支援につなげ、人権擁護のための教育・啓発活動を推進します。

<主な取組みの方向>

- 子どもの貧困に対する連携体制
- 生活困窮者やホームレスの人権擁護のための教育・啓発活動の推進
- 貧困に悩む方に対する支援等の推進 等

<事業紹介 生活援護課>

生活困窮者自立相談支援事業

「生活困窮者自立支援法」に基づき、県内町村の生活上の困難に直面されている方に対し、地域において自立した生活が行われるよう、自立相談支援を実施

- ・ 令和4年度支援対象件数 499件

本人が抱える課題を把握



支援計画の作成



支援計画に基づく
生活の安定・
就労促進等の相談支援



出張相談会の様子

<事業紹介 子ども家庭課>

ひとり親等家庭への支援の充実

就業支援（母子家庭等就業・自立支援センター）

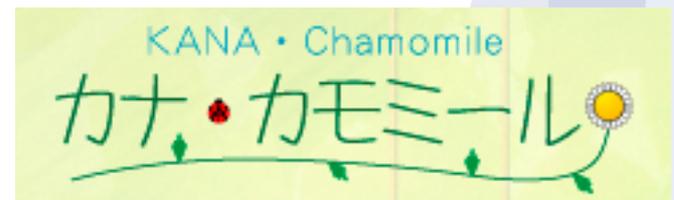
- ・就業支援講座等の実施
パソコン基礎講座（45日間、参加人数 320人）
- ・就業相談員の配置（23人）

経済的支援

- ・ひとり親家庭等医療費助成事業（33市町村）
- ・母子父子寡婦福祉資金の貸付（修学資金等 441件）

各種支援策の周知・情報提供

- ・リーフレット「ひとり親家庭のみなさんへ」作成・配布
各市町村ひとり親家庭福祉主管課等から配布（11,500部）
- ・ひとり親家庭・総合支援情報サイト
「カナ・カモミール」での情報提供



(9) 犯罪被害者等

犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族・遺族の方々は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負い、財産を奪われるといった、犯罪等による直接的な被害だけではなく、周囲の無理解による言動等による精神的被害など、二次被害にも苦しんでいます。

犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減を図るとともに、犯罪被害者等を県民全体で支える地域社会の実現をめざします。

<主な取組みの方向>

- 犯罪被害者等への総合的支援体制の整備
- 犯罪被害者等への理解を促すための啓発活動の推進
- 犯罪被害者等への途切れることのない支援の実施等

<事業紹介 くらし安全交通課>

「かながわ犯罪被害者サポートステーション」 による総合的な支援の推進

犯罪被害者等からの相談受付

令和4年度相談件数 866件

(内訳)

電話・面接 741件、FAX・メール等 125件

犯罪被害者等が必要とする支援の実施

令和4年度支援件数 524件

(内訳)

法律支援 108件

直接支援 308件

カウンセリング 98件

一時的な住居の提供等 10件

犯罪の被害にあわれた方へ

ひとりで悩んでいませんか？

犯罪の被害にあったことを打ち明けられない方

犯罪の被害から受けたところの傷が癒えない方

私たちにご相談ください



(10) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮当局による日本人拉致は、わが国に対する主権侵害であるとともに重大な人権侵害です。地域でともに暮らす在日朝鮮人の方々の人権にも配慮しながら、拉致問題の一日も早い解決に向けて啓発活動などを推進します。

<主な取組みの方向性>

- 拉致問題の啓発の推進
- 拉致問題への理解と関心を深める教育の推進

<事業紹介 国際課>

拉致問題の風化防止と県民の理解促進

神奈川県ゆかりの特定失踪者パネル展示

県内32市町村48か所で実施

映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年ー」の上映会の開催（計5回）

来場数452人、YouTube再生回数1,276回

拉致問題啓発舞台劇

「めぐみへの誓いー奪還ー」の開催

(3月1日) 来場数282人

拉致問題啓発舞台劇公演
めぐみ、お父さんが、お母さんが、必ず救ってあげよう！

めぐみへの誓いー奪還ー

劇団夜想会 上演
脚本・演出 野伏翔

令和5年3月1日(水)
12:30開場/13:30開会 16:00閉会(予定)

入場無料
事前申込制・自由席

場所 鎌倉芸術館 小ホール
神奈川県鎌倉市大船6-1-2

プログラム
2月8日(水)

(11) 性的マイノリティ

性的マイノリティとは、性的指向が同性（あるいは両性）に向いている、またはいずれの性別にも性的指向が向かない、からだの性と性自認が異なるなど、様々な性のあり方において少数の立場とされる方々のことを言います。

近年、性の多様性に関する理解が促進されつつありますが、依然として周囲の無理解や偏見により、性的マイノリティの方々は、様々な悩みや苦しみを抱えることがあります。様々な性のあり方について理解を深めることで、職場や学校をはじめ、あらゆる場面において性の多様性が尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会の実現をめざします。

<主な取組みの方向性>

- 性の多様性を尊重する社会づくりに向けた連携体制の構築
- 性の多様性に関する啓発の推進
- 相談支援体制の充実

等

＜事業紹介 共生推進本部室＞ (旧 人権男女共同参画課)

性的マイノリティに関する研修等の開催

児童福祉施設等職員向け研修 2回開催

参加人数 71人

企業及び団体向け研修「職場とLGBT」

経営者及び人事担当者等を対象とする集合研修
オンラインで実施 参加人数 33人

性的マイノリティ講師派遣事業

企業、学校等の希望に応じて研修講師を随時派遣
8回実施 参加人数計808人

性的マイノリティ市町村連絡会議

オンライン開催 (年1回)

(12) インターネットによる人権侵害

インターネット普及で情報収集・発信やコミュニケーションの利便性が大きく向上しました。さらに、スマートフォン等の機器の普及に伴いSNSや動画共有サイト等の利用者も近年急増しています。しかし、誹謗中傷や差別を助長する書き込み、個人情報の無断公開など、悪用する事例も多く発生しています。さらにフェイクニュースをうのみにした安易な拡散・投稿など意図せず加害者になるケースも多く生じており、インターネットやSNSの利用にあたっては、その特性を正しく理解することが重要です。

インターネットを利用しない方との情報格差の発生に留意しつつ、関係機関と連携して、教育や啓発、誹謗中傷に苦しんでいる方への支援等を実施することで、誰もが人権を侵されることなく、個人として尊重される社会をめざします。

<主な取組みの方向性>

- インターネットの適切な利用等に関する啓発の推進
- インターネットによる誹謗中傷等に関する相談・支援体制の充実

<事業紹介 共生推進本部室>

(旧 人権男女共同参画課)

インターネット上の誹謗中傷対応

神奈川県弁護士会と連携して、インターネット上の誹謗中傷に苦しんでいる方を対象とした弁護士による専門相談を実施。(R3.3～事業開始)

令和4年度相談件数 13件

インターネット上の誹謗中傷の書込み等について法務局に削除依頼

令和4年度 削除依頼件数86件 削除件数 8件

インターネット広告によるヘイトスピーチ未然防止

(13) 様々な人権課題

ここまで取り上げた分野以外にも、様々な人権課題があります。これらの問題においても、指針の趣旨に従って、関係機関、NGO・NPO等と協働・連携してそれぞれの状況に応じた取組みを行います。

<人権課題の例>

- ・ アイヌ民族への人権課題
- ・ 災害発生時の人権課題
- ・ ケアラー（ヤングケアラー）の人権課題
- ・ 孤独・孤立による人権課題の深刻化

＜事業紹介 高齢福祉課＞

ケアラー・ヤングケアラーへの支援

ケアラー支援専門員配置事業

- ・ケアラー支援専門員が講師として登壇した研修会 15回
- ・支援制度や福祉サービス等に関する情報提供 19件
- ・ヤングケアラー等の支援に係るコーディネート 3件

ケアラー居場所づくり支援事業

- ・ケアラースカフェの新たな設置等に係る経費補助

ケアラーコールセンター事業

相談件数

LINE（5月9日開設）141件

電話（6月10日開設）51件

5 推進体制

(1) 会議体

- ・ 神奈川県人権啓発推進会議
- ・ かながわ人権政策推進懇話会
- ・ 神奈川県共生推進本部

(2) 職員向け人権研修の実施

- ・ 県庁内各所属の人権施策推進主任者兼研修指導者向け研修の実施
- ・ 職務内容に応じた人権研修の実施（全所属）